

市税延滞金速算表

(令和7年度課税用)

適用期間

令和7年度課税の市税を、令和7年5月1日から令和7年12月31日までの間に納付された場合にご使用ください。

佐野市総合政策部 収納課 納税係

電話《直通》20-3010（内線）1486～1496

督促手数料発生日一覧

督促状発付日より3日経過した日(発生日)以降は、督促手数料 100円を加算してください。

※3日経過(発生日)前でも督促状を持参(又は届いている事実が確認)された場合も、加算してください。

税 目	固1期	軽自	市1期	固2期・保1期	市2期・保2期	固3期・保3期
納期限	令和7年4月30日	令和7年6月2日	令和7年6月30日	令和7年7月31日	令和7年9月1日	令和7年9月30日
督促状発付日	令和7年5月20日	令和7年6月20日	令和7年7月22日	令和7年8月20日	令和7年9月22日	令和7年10月20日
発生日	令和7年5月23日	令和7年6月23日	令和7年7月25日	令和7年8月23日	令和7年9月25日	令和7年10月23日

税 目	市3期・保4期	保5期	固4期・保6期	市4期・保7期	保8期
納期限	令和7年10月31日	令和7年12月1日	令和8年1月5日	令和8年2月2日	令和8年3月2日
督促状発付日	令和7年11月20日	令和7年12月22日	令和8年1月20日	令和8年2月20日	令和8年3月23日
発生日	令和7年11月23日	令和7年12月25日	令和8年1月23日	令和8年2月24日	令和8年3月26日

※ 固：固定資産税、軽自：軽自動車税（種別割）、市：市県民税、保：国民健康保険税

市税延滞金速算表を利用するにあたって

1. 延滞金について

延滞金は、市税において、納期限後の納税額について、延滞利子の意味で徴収される徴収金のことをいいます。

2. 延滞金の計算基準

延滞金の額は、納期限が過ぎてから納める市税の額に次の率をかけて計算します。

1. 納期限の翌日から1か月を経過するまで…年 7.3%
2. 1の翌日から納税の日まで……………年 14.6%

※ 但し、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間についての延滞金は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合(特例基準割合)が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年内においては、7.3%の部分において、特例基準割合に年 1%を加算したものとします。但し、加算した割合が 7.3%を超える場合には 7.3%とします。14.6%の部分においては、特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とします。

特例基準割合 1.4%(令和 6 年 11 月 29 日の租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1%を加算した割引率)

(小数点以下1位未満切捨て)

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日については、年 7.3%の部分については 2.4%を適用し、年 14.6%の部分については 8.7%を適用します。

3. 計算上の留意事項

- (1) 延滞金計算の基礎となる税額は **2,000 円以上**です。
- (2) 延滞金計算の基礎となる税額から、**1,000 円未満の端数を切捨て**ます。
- (3) 算出した延滞金額が **1,000 円未満**であるときは、延滞金は**徴収しません**(延滞金は 1,000 円から発生)。
- (4) 算出した延滞金額から、**100 円未満の端数を切捨て**ます(100 円単位化)。

4. 督促手数料(100 円)について

督促手数料は、納期限後 20 日以内に滞納市税について督促状が発送された場合に課されるものです。

★『督促手数料 いつから加算?』

督促手数料加算開始(発生)日については、『督促手数料発生日一覧』をご確認ください。

5. 延滞金速算表の使い方

- (1) 延滞金が発生しているか確認する。
 - ① 納付する日の月ページを開く。
 - ② 納付日の日付と納付すべき税の納期の欄を結ぶと納期限から納付する日までの延滞金率(%)が表示されています。
 - ③ %の隣の金額(千円)は、税額がこの金額を上回っていた場合に延滞金が発生していることを表しています。税額がこの金額に満たない場合は、延滞金はありませんが、当該金額と税額が僅差の場合は念のため確認をお願いいたします。

(2) 延滞金を計算する。

(例) 令和 7 年 9 月 5 日に令和 7 年 4 月 30 日納期限の市税、税額 **59,500 円**を納めた場合の延滞金は、令和 7 年 9 月納付分のページを開き、令和 7 年 4 月 30 日納期限欄を追うと、本税 40 千円以上は延滞金が発生する事を確認できます。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{延滞金率} = \underline{2.51589041\%}$$

税額 **59,500** → **59,000**(千円未満は切り捨てる)

$$\begin{aligned}\text{税額} \times \text{延滞金率} / 100 &= 59,000 \times 2.51589041 / 100 \\ &= 1,484.3753419 \\ &= 1,400 \text{ (100 円未満切り捨て)}\end{aligned}$$

よって延滞金徴収額は 1,400 円になります。

納付日	曜日	固 1 期	
		令和 7 年 4 月 30 日	
		%	千円
R7.9.1	月	2.42054795	42
R7.9.2	火	2.44438356	41
R7.9.3	水	2.46821918	41
R7.9.4	木	2.49205479	41
R7.9.5	金	2.51589041	40
R7.9.6	土	2.53972603	40

市税延滞金速算表を使わないで延滞金を計算する方法

(例) 令和 7 年 9 月 5 日に令和 7 年 4 月 30 日納期限の市税、税額 **59,500 円**を納めた場合の延滞金の計算



- ① $59,000 \times 2.4(\%) / 100 \times 31(\text{日}) / 365(\text{日}) = 120.263 \dots \rightarrow 120$ (小数点以下切り捨て)
② $59,000 \times 8.7(\%) / 100 \times 97(\text{日}) / 365(\text{日}) = 1,364.112 \dots \rightarrow 1,364$ (小数点以下切り捨て)
① 120 + ② 1,364 = 1,484 → 1,400 (100 円未満切り捨て)

延滞金 1,400 円

督促手数料発生日一覧(給与特別徴収分)

督促状発付日より3日経過した日(発生日)以降は、督促手数料 100円を加算してください。

※3日経過(発生日)前でも督促状を持参(又は届いている事実が確認)された場合も、加算してください。

税 目	R7・3月分	R7・4月分	R7・5月分	R7・6月分	R7・7月分	R7・8月分
納期限	令和7年4月10日	令和7年5月12日	令和7年6月10日	令和7年7月10日	令和7年8月12日	令和7年9月10日
督促状発付日	令和7年4月30日	令和7年5月30日	令和7年6月30日	令和7年7月31日	令和7年8月29日	令和7年9月30日
発生日	令和7年5月7日	令和7年6月2日	令和7年7月3日	令和7年8月3日	令和7年9月1日	令和7年10月3日

税 目	R7・9月分	R7・10月分	R7・11月分	R7・12月分	R8・1月分	R8・2月分
納期限	令和7年10月10日	令和7年11月10日	令和7年12月10日	令和8年1月12日	令和8年2月10日	令和8年3月10日
督促状発付日	令和7年10月31日	令和7年11月28日	令和7年12月26日	令和8年1月30日	令和8年2月27日	令和8年3月31日
発生日	令和7年11月4日	令和7年12月1日	令和7年12月29日	令和8年2月2日	令和8年3月2日	令和8年4月3日